

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米沢市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

米沢市長

## 公表日

令和7年7月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>(1)個人住民税は地方税法(第三章第一節(市町村民税)および第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す)であり、その税額は、市町村が、確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から、職権で決定している。</p> <p>(2)個人住民税には市町村が課すことのできる市町村民税(以後、個人市町村民税と称す)と、道府県が課すことのできる道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。個人市町村民税および個人道府県民税において、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。</p> <p>(3)本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税対象者情報の準備</li> <li>・住民、給与支払者等からの、各種申告資料の受領</li> <li>・他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認</li> <li>・個人住民税の賦課決定・更正等</li> <li>・住民・給与支払者への納税通知書等の発送</li> <li>・賦課情報に基づく所得・課税証明書等の発行</li> <li>・他自治体等から米沢市への調査に対する回答・米沢市から他自治体等への税務調査実施</li> <li>・米沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に規定する業務および機関に対する所得情報の提供及び移転</li> </ul>
③システムの名称	<p>(1)地方税システム(個人住民税)</p> <p>(2)申告支援システム</p> <p>(3)eLTAX連携(電子申告システム、年金特徴システム、国税連携システム)</p> <p>(4)団体内統合利用番号連携サーバ</p> <p>(5)中間サーバ</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>・1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 総務部総務課 行政担当 電話番号0238-22-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 総務部税務課 市民税担当 電話番号0238-22-5111
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスでは複数人で確認を行うようにしており、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I.1.②事務の概要	米沢市個人番号の利用に関する条例(仮称)	米沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
令和1年6月24日	I.1.③システムの名称	(1) 地方税システム(個人住民税) (2) 申告支援システム (3) 確定申告システム (4) eLtax連携(電子申告システム、年金特徴システム、国税連携システム) (5) 団体内統合利用番号連携サーバ (6) 中間サーバ	(1) 地方税システム(個人住民税) (2) 申告支援システム (3) eLTAX連携(電子申告システム、年金特徴システム、国税連携システム) (4) 団体内統合利用番号連携サーバ (5) 中間サーバ	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I.4.②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(情報照会の根拠) 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税」が含まれる項(27の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 「市町村民税」が含まれる条(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第28条、第34条、第35条、第36条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第55条、第58条、第59条)</p> <p>(情報照会の根拠) 第20条</p>	<p>(情報提供の根拠) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)</p> <p>(情報照会の根拠) 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税」が含まれる項(27の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 「市町村民税」が含まれる条(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3)</p> <p>(情報照会の根拠) 第20条</p>	事後	
令和1年6月24日	I.5.②所属長の役職名	税務課長 小関 浩	税務課長	事後	
令和1年6月24日	IVリスク対策		様式変更による記載	事後	
令和3年12月24日	I.4②	第19条第7号	第19条第8号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	I .4.②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)</p> <p>(情報照会の根拠) 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税」が含まれる項(27の項)</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 「市町村民税」が含まれる条(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3)</p> <p>(情報照会の根拠) 第20条</p>	<p>(情報提供の根拠) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>(情報照会の根拠) 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税」が含まれる項(27の項)</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 「市町村民税」が含まれる条(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4)</p> <p>(情報照会の根拠) 第20条</p>	事後	
令和3年12月24日	I .8	市民税係	市民税担当	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	I.3 法令上の根拠	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表第一の16の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表の24の項	事後	
令和6年9月20日	I.4.②法令上の根拠	(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 「市町村民税」が含まれる条(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4)  (情報照会の根拠) 第20条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村民」のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 ・1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項  【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	
令和6年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和6年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和7年7月3日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年7月3日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年7月3日	Ⅳ.8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和7年7月3日	Ⅳ.8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスでは複数人で確認を行うようにしており、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月3日	IV.11. 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事前	
令和7年7月3日	IV.11. 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事前	
令和7年7月3日	IV.11. 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、情報セキュリティに関する研修を実施している。研修においては受講確認を行い、関係する全ての職員が受講するための措置を講じている。	事前	